

徳島市監査委員告示第10号

平成26年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成27年3月3日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	武	知	浩
同	齋	藤	智彦

徳島市 監 査 委 員 殿

徳島市教育委員会
教育長 石 井 博

平成 26 年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査の結果（平成 27 年 2 月 2 日報告分）に基づく措置状況

教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。</p>	<p>(1) 今後は、会計規則及び行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な納入期限を設定し、事務処理を行います。</p>
<p>2 支出・契約事務</p> <p>請書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。</p> <p>決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>委託契約において、競争入札とすべきものがあった。</p> <p>予定価格が徳島市契約規則に定める額を超えているが、随意契約としているものがあった。</p>	<p>(1) 収入印紙の消印については、文書作成者の印章により、適正な消印を行いました。今後は、印紙税法に基づき適正に処理を行います。</p> <p>(2) 指摘の事案については、直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。今後は、事務決裁規程に基づき、決裁権者に誤りがないよう適正に処理を行います。</p> <p>(3) 指摘の事案については、直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。今後は、事務決裁規程に基づき、契約締結権者に誤りがないよう適正に処理を行います。</p> <p>(4) 今後は、地方自治法施行令及び徳島市契約規則に基づき、競争入札により適正に契約手続きを行います。</p> <p>(5) 今後は、徳島市契約規則に定める随意契約の限度額を遵守し、適正に契約手続きを行います。</p>

<p>3 財産管理事務</p> <p>公有財産台帳(副本)が整備・整理されていないものがあった。</p> <p>行政財産の目的外使用許可において、決裁書に許可理由、根拠条項等の記載がないものがあった。</p> <p>行政財産の目的外使用料を減免しているが、決裁書に減免理由が明記されていないものがあった。</p>	<p>(1) 公有財産台帳(副本)については、直ちに整備・整理しました。今後は、公有財産規則に基づき適正に処理を行います。</p> <p>(2) 指摘の事案については、直ちに是正しました。今後は、公有財産規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 指摘の事案については、直ちに是正しました。今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印のないものがあった。</p>	<p>(1) 押印のない出勤簿については、出勤を確認のうえ押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正な管理を行います。</p>